

## ソーシャルビジネスサポートローン

(2026年2月2日現在)

1. 商品名	ソーシャルビジネスサポートローン
2. お申込み いただける方	<p>・次の（１）（２）のいずれにも該当すること</p> <p>（１）当庫の営業地区内に主たる事務所を有する法人登記された特定非営利活動法人（NPO法人）、労働者協同組合、社会福祉法人、公益法人（社団法人・財団法人）</p> <p>（２）法人の活動実績が２事業年度以上あり、かつ法人格取得後１事業年度以上の決算が確定していること。</p> <p>ただし、地方公共団体の指定管理者制度に基づく事業、または国・地方公共団体、財団法人等から委託事業・助成事業・補助事業に係る借入申込みの場合は、事業歴は問いませんが、補助金・助成金・委託金等の交付が決定した事業に係るつなぎ融資の場合であって、当該法人が法人格取得済みでかつ交付日までの期間が１年以内の場合に限ります。</p> <p>※「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいいます。</p> <p>※「労働者協同組合」とは、労働者協同組合法に基づいて設立された法人をいいます。</p> <p>※「社会福祉法人、公益法人（社団法人、財団法人）」とは、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、および行政庁から公益認定を受けた公益法人（社団法人、財団法人）であり、営利を目的とせず住民の福祉の増進を図ることを目的とする法人をいいます。</p>
3. お使いみち	<p>（１）運転資金 人件費、諸経費の支払資金、仕入資金、納税資金、買掛金・未払金・支払手形の決済資金 等</p> <p>（２）設備資金 事務所・作業所・施設等の建築・改装資金およびその敷地の取得資金、入居保証金・権利金・敷金、機械設備・車両等の購入資金、従業員宿舎・厚生施設建築資金等</p> <p>※赤字補填資金、投機資金（商品相場、株式・ゴルフ会員権の購入資金等）、負債整理資金、取引等への貸付金・寄付金資金・転貸資金、役職員の生活資金（生計費、医療費、学費等）、役職員の住宅資金等は対象外とします。</p> <p>（３）つなぎ資金 国・自治体・財団法人等からの補助金・助成金・委託金等、交付が確実と認められる資金に係るつなぎ融資</p>
4. ご融資金額	<p>（１）無担保証書貸付：2,000万円以内</p> <p>（２）有担保証書貸付：NPO法人・労働者協同組合 5,000万円以内 社会福祉法人・公益法人 1億円以内</p> <p>ただし、上記金額と担保評価額の80%のいずれか低い方を限度額とします。</p> <p>（３）預金担保貸付：担保預金の範囲内とします。</p>

<p>5. ご返済期間</p>	<p>(1) 無担保証書貸付：10年以内                  (2) 有担保証書貸付：30年以内                  ※上記(1)(2)の融資期間の範囲において最長2年間の元金据置期間を設定することができます。                  (3) 預金担保貸付：担保預金の満期日（非営業日の場合は直後の営業日）以内                  (4) 資金用途別                  ① 運転資金：5年以内。ただし、当庫とのお取引状況によって7年以内とします。                  ② 設備資金：無担保証書貸付10年以内、有担保証書貸付30年以内とします。ただし、融資対象設備の減価償却資産耐用年数の範囲内となります。                  ③ つなぎ資金：補助金・助成金・委託金等の交付までとし、1年以内とします。</p>								
<p>6. ご融資金利</p>	<p>(1) 無担保証書貸付・有担保証書貸付  <b>【変動金利型】</b>                  ・新規貸出金利は、融資実行日時点の金利を適用いたします。                  ・貸出金の金利は、当金庫が定める労金変動型住宅ローンプライムレートを基準として毎年2回見直しさせていただきます。                  ・見直し基準日と適用日は以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="400 898 1481 983"> <tr> <td>(見直し基準日)</td> <td>(見直し後利率適用日)</td> <td>(見直し基準日)</td> <td>(見直し後利率適用日)</td> </tr> <tr> <td>4月1日</td> <td>⇒ 7月約定返済日の翌日</td> <td>10月1日</td> <td>⇒ 翌年1月約定返済日の翌日</td> </tr> </table> <p>(元利均等返済の場合)                  ・金利に変動があった場合でも、10月1日を5回経過するまでは、返済額は変更しません（元金返済分と利息分との割合を調整します）。                  ・返済額は10月1日を5回経過した直後の2月約定返済日より変更されます。新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。見直し前の返済額より多くなる場合の新返済額は、見直し前の返済額の1.25倍を限度とする返済額となります。なお、当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p> <p>(2) 預金担保貸付                  担保預金の金利+0.5%とします。</p>	(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)	(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)	4月1日	⇒ 7月約定返済日の翌日	10月1日	⇒ 翌年1月約定返済日の翌日
(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)	(見直し基準日)	(見直し後利率適用日)						
4月1日	⇒ 7月約定返済日の翌日	10月1日	⇒ 翌年1月約定返済日の翌日						
<p>7. ご返済方法</p>	<p>・元利均等返済または元金均等返済                  毎月の定例返済日に約定返済金（元金・利息）を、ご指定の返済用口座（当庫の普通預金口座）から引き落としさせていただきます。</p>								
<p>8. 保証</p>	<p>・当金庫所定の保証機関（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。                  ・お申込内容によっては、無担保・有担保問わず当該法人の代表者の方に連帯保証人となっていただく場合がございます。                  ・預金担保の場合は、（一社）日本労働者信用基金協会による保証は不要ですが、担保提供者の方に連帯保証人となっていただきます。                  ・不動産担保の場合は、当該不動産の所有者の方に連帯保証人となっていただきます。</p>								
<p>9. 保証料</p>	<p>(1) 無担保証書貸付：年0.70%（月次後払）                  (2) 有担保証書貸付：年0.36%（月次後払）</p>								

10. 担保 (有担保の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の(1) (2)のいずれかに担保を設定させていただきます。</li> <li>(1) 当庫の定期性預金</li> <li>(2) 不動産</li> </ul>
11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 無担保証書貸付：11,000円（消費税込み）</li> <li>(2) 有担保証書貸付：55,000円（消費税込み）</li> <li>(3) 預金担保貸出：無料</li> <li>・その他に、融資にかかわる抵当権設定費用（司法書士報酬等含む）、印紙代、振込手数料等はいずれもお客様のご負担となります。また、各種証明書（残高等）発行や融資条件変更等の場合には別途手数料をいただきます。詳しくは窓口にてご確認ください。</li> <li>・繰上返済（全額返済を含む）手数料は無料です。</li> </ul>
12. 苦情処理措置 (ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</li> <li>【窓口：沖縄県労働金庫 お客様相談デスク】0120-602-040</li> <li>お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時（祝日および当金庫の休日を除く）</li> <li>なお、苦情対応のお手続きにつきましては、別途パンフレットをご用意しております。店頭にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</li> <li>ホームページアドレス <a href="https://www.okinawa-rokin.or.jp">https://www.okinawa-rokin.or.jp</a></li> </ul>
13. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談デスクまたはろうきん相談所にお申し出ください。</li> <li>・また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> <li>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</li> <li>※移管調停や現地調停はすべての弁護士会で実施しているわけではないのでご注意ください。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談デスクもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</li> <li>【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288</li> <li>お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時（祝日および当金庫の休日を除く）</li> </ul>
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他詳しい内容、返済額の試算につきまして、ご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。</li> <li>・なお、ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。</li> </ul>